マンガン質肥料又はほう素質肥料、微量要素複合肥料に動物の排せつ物（牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。）を混合したもの又は混合し、造粒し、若しくは成形したものをいう。）

2　アンモニア性窒素を保証するものにあつては、アンモニア性窒素一・〇

3　硝酸性窒素を保証するものにあつては、硝酸性窒素一・〇

三　1　りん酸全量を保証するものにあつては、りん酸全量一・〇

2　く溶性りん酸を保証するものにあつては、く溶性りん酸一・〇

3　可溶性りん酸を保証するものにあつては、可溶性りん酸一・〇

4　水溶性りん酸を保証するものにあつては、水溶性りん酸一・〇

四　1　加里全量を保証するものにあつては、加里全量一・〇

2　く溶性加里を保証するものにあつては、く溶性加里一・〇

3　水溶性加里を保証するものにあつては、水溶性加里一・〇

五　可溶性けい酸を保証するものにあつては、可溶性けい酸一〇・〇

六　1　く溶性苦土を保証するものにあつては、く溶性苦土一・〇

2　水溶性苦土を保証するものにあつては、水溶性苦土一・〇

七　1　可溶性マンガンを保証するものにあつては、可溶性マンガン〇・一〇

亜硝酸　〇・〇二

ビウレット性窒素　〇・〇一

スルファミン酸　〇・〇〇五

カドミウム　〇・〇〇〇七五

ニッケル　〇・〇〇五

クロム　〇・〇五

チタン　〇・〇二

水銀　〇・〇〇〇五

鉛　〇・〇〇三

のに限る。）は、乾物として窒素全量が二・〇％以上であり、かつ、窒素全量、りん酸全量又は加里全量の合計量が五・〇％以上であること。

三　動物の排せつ物（牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。）は、乾物として七〇％以下を使用すること。

混合堆肥複合肥料（次に掲げる肥料をいう。）

一　窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、複合肥料、有機質肥料、けい酸質肥料、石灰質肥料、苦土肥料（シリカゲル、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に限る。）、動物の排せつ物又は食品由来の有機質を主原料とするものに限り、造粒又は成形し、後、加熱乾燥したもの

二　窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、石灰質肥料、複合肥料、けい酸質肥料、苦土肥料（シリカゲル、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に限る。）、動物の排せつ物又は堆肥（動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。）を混合し、造粒又は成形し、後、加熱乾燥したもの

一　窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上につき、それぞれの最も大きい主成分の量の合計量一〇・〇

二　1　窒素全量を保証するものにあつては、窒素全量一・〇

2　アンモニア性窒素を保証するものにあつては、アンモニア性窒素一・〇

3　硝酸性窒素を保証するものにあつては、硝酸性窒素一・〇

三　1　りん酸全量を保証するものにあつては、りん酸全量一・〇

2　く溶性りん酸を保証するものにあつては、く溶性りん酸一・〇

3　可溶性りん酸を保証するものにあつては、可溶性りん酸一・〇

4　水溶性りん酸を保証するものにあつては、水溶性りん酸一・〇

四　1　加里全量を保証するものにあつては、加里全量一・〇

2　く溶性マンガンを保証するものにあつては、く溶性マンガン〇・一〇

3　水溶性マンガンを保証するものにあつては、水溶性マンガン〇・一〇

八　1　く溶性ほう素を保証するものにあつては、く溶性ほう素〇・〇五

2　水溶性ほう素を保証するものにあつては、水溶性ほう素〇・〇五

窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率一・〇％につき

硫青酸化物　〇・〇〇五

ひ素　〇・〇〇二

亜硝酸　〇・〇二

ビウレット性窒素　〇・〇一

スルファミン酸　〇・〇〇五

カドミウム　〇・〇〇〇七五

ニッケル　〇・〇〇五

クロム　〇・〇五

チタン　〇・〇二

水銀　〇・〇〇〇五

鉛　〇・〇〇三

一　く溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸を保証する場合にあつては、化成肥料の当該欄の三又は四の規定によること。

二　堆肥（動物の排せつ物を主原料とするものに限る。）を原料とする場合にあつては、乾物として窒素全量、りん酸全量又は加里全量の合計量が二・〇％以上であること。

三　堆肥（食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。）を原料とする場合にあつては、乾物として窒素全量、りん酸全量又は加里全量の合計量が三・〇％以上であること。

四　堆肥（動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。）は、炭素窒素比が一五以下であり、かつ、乾物として五〇％以下を使用すること。